

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月12日

【四半期会計期間】 第147期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

【会社名】 株式会社A D E K A

【英訳名】 ADEKA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 兼 C E O 中嶋 宏元

【本店の所在の場所】 東京都荒川区東尾久七丁目2番35号

【電話番号】 03（4455）2812

【事務連絡者氏名】 財務・経理部長 志賀 洋二

【最寄りの連絡場所】 東京都荒川区東尾久七丁目2番35号

【電話番号】 03（4455）2812

【事務連絡者氏名】 財務・経理部長 志賀 洋二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社A D E K A 大阪支社
（大阪府大阪市中央区南本町4丁目2番21号）

株式会社A D E K A 名古屋支店
（愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目20番12号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第147期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第146期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(百万円)	48,198	191,987
経常利益(百万円)	3,598	15,193
四半期(当期)純利益(百万円)	2,015	8,742
純資産額(百万円)	123,296	122,026
総資産額(百万円)	210,982	212,511
1株当たり純資産額(円)	1,162.92	1,153.97
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	19.50	84.61
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	84.54
自己資本比率(%)	57.0	56.1
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,178	14,541
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	522	14,308
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	394	2,055
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	16,168	16,063
従業員数(人)	2,653	2,556

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載していません。

2. 売上高には消費税は含まれていません。

3. 第147期第1四半期連結累計(会計)期間において、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当グループ（当社及び当社関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の子会社が提出会社の連結子会社になりました。

名 称	住 所	資本金又は 出資金 (百万Baht)	主要な事業の内 容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ADEKA FINE CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国 ラヨーン	210	化学品事業	81.00	当社製品の製造、販売

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しています。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	2,653
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員です。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	1,583
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、関係会社等への出向者77名は含まれていません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りです。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
化学品事業	20,408	-
食品事業	11,253	-
その他事業	-	-
合 計	31,661	-

(注) 1 金額は、販売価格によっています。

2 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

(2) 受注実績

その他事業の一部で受注生産を行っていますが、金額僅少のため省略しています。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りです。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
化学品事業	32,534	-
食品事業	13,890	-
その他事業	1,772	-
合 計	48,198	-

(注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しています。

2 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

3 販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上である販売先はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績等の概要

当第1四半期のわが国の経済は、米国経済の減速、原油・資源価格高騰などの影響により、企業収益の減少、物価上昇、個人消費の伸び悩みなど、景気の減速感が強まりました。

このような状況のなか、当社グループは、製品価格改定及びコストの低減などによる収益性改善に努めましたが、原材料価格の高騰、デジタル家電関連製品の価格下落などの影響を大きく受けた結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は、481億98百万円となり、営業利益は33億51百万円、経常利益は35億98百万円、四半期純利益は20億15百万円となりました。

< 事業の種類別セグメントの概況 >

事業の種類別セグメントの概況は、以下の通りです。

(化学品事業)

当事業の売上高は325億34百万円、営業利益は26億55百万円となりました。

情報・電子化学品

光硬化樹脂や回路形成エッチング薬液は、市場ニーズの拡大を受けて売上が伸長しましたが、半導体関連材料は、大幅な製品価格の下落などにより売上が減少し、情報・電子化学品全体では減収減益となりました。

機能化学品

難燃剤などが好調に推移した樹脂添加剤と、潤滑油剤や活性剤などの売上は、前年同期を上回りましたが、エポキシなどの機能性樹脂は、市況の低迷に加え、原材料高騰の影響などを受け減益となり、機能化学品全体では増収減益となりました。

基礎化学品

プロピレングリコール類や過酸化水素製品などの基礎化学品は、売上は前年同期並みでしたが、原材料高騰の影響を大きく受け、大幅な減益となりました。

(食品事業)

当事業の売上高は138億90百万円、営業利益は5億84百万円となりました。

製パン、製菓業界をはじめ食品市場全般の需要が低迷するなか、品種統合や生産・物流効率の改善などによるコスト削減に加え、バター不足のニーズに対応した新製品などが伸長し、増収増益となりました。

(その他事業)

当事業の売上高は17億72百万円、営業利益は88百万円となりました。

建設事業では、ADEKAグループの大型案件の完了により売上は大幅に減収しました。また、建設資材価格の高騰が原価率の上昇に繋がりました。

物流事業では、燃料油の大幅上昇はありますが、円滑な遂行と物流合理化に資することを第一の使命とし、課題として掲げた物流合理化テーマについて積極的に取り組んでまいりました。

不動産・ビル管理事業では、前連結会計年度と同様に建築法改正等の影響を大きく受け、不動産部門が苦戦し売上高は大きく減収となりました。

<所在地別の概況>

所在地別の概況は、以下の通りです。

(日本)

当所在地の売上高は、396億29百万円、営業利益は27億34百万円となりました。

化学品事業は、売上高の伸び悩みに加え、石化原料価格等の高騰により営業利益は減益となりました。

一方、食品事業においては、新製品や低トランス酸対応製品の拡販と品種統合などのコスト削減効果により、売上高、営業利益は伸長しました。

(アジア)

当所在地の売上高は、53億44百万円、営業利益は2億92百万円となりました。

アジア圏の海外子会社においては、樹脂添加剤を主体に引き続き機能化学品は好調に推移しましたが、半導体成膜材料の価格下落の圧力を受け、情報・化学品は販売数量、売上高を伸ばすことができませんでした。

(その他)

当所在地の売上高は、32億24百万円、営業利益は1億88百万円となりました。

その他地域の海外子会社においては、欧州では機能化学品が好調に推移しているものの、米国での販売不振から僅かながら減収となり、また、世界的な原料価格の高騰を吸収することができませんでした。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末の資金残高に比べ1億4百万円増加し、161億68百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は11億78百万円となりました。

税金等調整前四半期純利益、減価償却費及び仕入債務の増加などの資金増加が、法人税等の支払額、たな卸資産の増加などの資金減少を上廻ったことが主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は5億22百万円となりました。

有価証券の償還を上廻る、有形固定資産並びに無形固定資産の取得が主な要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は3億94百万円となりました。

配当金の支払による減少が主な要因であります。

(3) 対処すべき課題

グループ戦略課題

当第1四半期連結会計期間において、グループの戦略課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

買収防衛策について

当社取締役会が、平成19年5月24日付にて、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条柱書に定義されるものをいう、以下「基本方針」といいます）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値及び株主の皆様の利益を確保し、向上させることを目的として導入した、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます）の概要は以下の通りであります。

なお、平成20年6月23日開催の臨時取締役会において、本プランの継続を決議しています。

1. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

(a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次のないしのいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます）若しくはその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

上記、又はに規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り）

(b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始、又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名、又は記名押印のなされた書面及び当該署名、又は押印を行った代表者の資格証明書（以下これらを併せて「意向表明書」といいます）を当社代表取締役会長宛に提出していただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した場合、直ちにこれを独立委員会に提出いたします。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名、又は名称、住所、又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図する大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限り、

当社は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合、当社取締役会、又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

(c) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、当社取締役会が意向表明書を受領した日から5営業日以内に、当社取締役会に対して、次の から までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを独立委員会に対して提供します。なお、当社取締役会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に対する、株主の皆様による適切な判断、当社取締役会及び独立委員会による意見を形成、又は当社取締役会による代替案を立案が困難であると当社取締役会が判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

大規模買付者及びそのグループの概要

大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況

大規模買付行為の目的、方法及び内容

大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容

大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯

大規模買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等、その他大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針

大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府、又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認、又は許認可などの取得の蓋然性

大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性

反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無及びこれらに対する対処方針

その他当社取締役会、又は独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として5営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記 、又は の期間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定します。

大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間

を除く大規模買付行為が行われる場合：90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(f)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動、又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします（再延長の場合も同様）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

(e) 独立委員会の設置

当社は、本プランの導入にあたり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます）並びに社外有識者の中の3名以上から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます）を設置します。

(f) 独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

ア 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、次の から に定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、独立委員会は、当社の企業価値、又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付者が次の（ア）から（ク）までのいずれかの事情を有していると認められる者である場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者、又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者、又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (オ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分、又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）などに代表される、構造上株主の皆様判断の機会、又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (キ) 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合

- (ケ) 大規模買付者の経営陣、又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力、又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (コ) その他(ア)ないし(ケ)に準ずる場合で、当社の企業価値、又は株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記 に準じるものとします。

独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、必要な内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の廃止の決定等を行うことができるものとします。なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記 に準じるものとします。

イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、別途定める「大規模買付行為に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。）に定める一定の要件に該当すると判断する場合、対抗措置の発動、不発動、又は中止その他必要な決議を行うものとします。

ウ 当社株主総会の招集

当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付行為は、株主総会における対抗措置の発動承認議案の否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものとしたします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

(g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会が大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

(h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします。

2.本プランの導入、有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、本定時株主総会において本プランの導入に関する承認議案が承認されなかった場合、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会、又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

3.株主及び投資家の皆様への影響について

本プラン導入時に本プランが株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんが、従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値、又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがあるものの、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においては、保有する当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定していません。ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利、又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てがなされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動等により相応の損害を被る可能性があります。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、18億53百万円です。

また、当第1四半期連結会計期間の研究開発活動状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び戦略的現状と見通し

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因に変更はありません。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当第1四半期連結会計期間において、経営者の問題認識と今後の方針についての変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、新規連結に含めました ADEKA FINE CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.の設備の状況は以下の通りです。

(在外子会社)

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
ADEKA FINE CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.	工場 (タイ・ラヨン)	化学品	化学品 製造設備他	144	210	154 (38,720)	7	517	33

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定又は計画した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	103,651,442	103,651,442	東京証券取引所 (市場第1部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	103,651,442	103,651,442		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	-	103,651,442	-	22,899	-	19,925

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者であるエフエムアールエルエルシー（FMRLLC）から平成20年6月20日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年6月13日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	株式 4,865,600	4.69
エフエムアールエルエルシー（ FMRLLC）	米国02109マサチューセッツ州ボストン、 デボンジャー・ストリート	株式 1,658,100	1.60

当第1四半期会計期間において、野村証券株式会社及びその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC、野村アセットマネジメント株式会社から平成20年6月18日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年6月13日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	株式 18,200	0.01
NOMURA INTERNATIONAL PLC	Nomura House 1, St. Martin's-le Grand London EC1A4NP, England	株式 426,600	0.41
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1丁目12番1号	株式 7,243,600	6.99

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 163,900 (相互保有株式) 普通株式 17,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 103,422,500	1,034,225	-
単元未満株式	普通株式 47,642	-	-
発行済株式総数	普通株式 103,651,442	-	-
総株主の議決権	-	1,034,225	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が10千株及び議決権が100個含まれています。

2. 「単元未満株式」欄には、当社の自己保有株式及び相互保有株式が次の通り含まれています。

自己保有株式	94株
相互保有株式 (株)丸紅商会	20株

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) (株) A D E K A	東京都荒川区東尾久7-2-35	163,900	-	163,900	0.2
(相互保有株式) (株) 旭建築設計事務所	東京都荒川区東尾久8-10-9	1,200	-	1,200	0.0
(株) 丸紅商会	大阪府堺市境区寺地町東3-2-2	16,200	-	16,200	0.0
合計	-	181,300	-	181,300	0.2

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	1,045	1,173	962
最低(円)	933	929	851

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第1部におけるものです。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しています。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,443	13,474
受取手形及び売掛金	43,839	43,778
有価証券	4,163	5,150
商品及び製品	15,690	15,331
仕掛品	5,162	4,705
原材料及び貯蔵品	12,096	11,722
その他	5,865	6,607
貸倒引当金	461	468
流動資産合計	99,801	100,301
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	1 24,598	1 24,975
その他(純額)	1 47,736	1 48,491
有形固定資産合計	72,335	73,467
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	32,840	32,594
その他	2 4,229	2 4,877
投資その他の資産合計	37,070	37,471
固定資産合計	111,181	112,209
資産合計	210,982	212,511

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	35,894	34,432
短期借入金	15,203	15,014
未払法人税等	1,482	3,563
賞与引当金	1,063	2,021
その他	8,333	9,648
流動負債合計	61,977	64,680
固定負債		
長期借入金	9,650	9,709
退職給付引当金	8,712	8,620
役員退職慰労引当金	134	485
その他	7,211	6,988
固定負債合計	25,708	25,805
負債合計	87,686	90,485
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,899	22,899
資本剰余金	19,925	19,925
利益剰余金	70,956	70,149
自己株式	176	176
株主資本合計	113,605	112,799
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,514	2,485
土地再評価差額金	3,333	3,333
為替換算調整勘定	242	669
評価・換算差額等合計	6,606	6,488
少数株主持分	3,084	2,738
純資産合計	123,296	122,026
負債純資産合計	210,982	212,511

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 1 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
売上高	48,198
売上原価	38,238
売上総利益	9,959
販売費及び一般管理費	6,608
営業利益	3,351
営業外収益	
受取利息	15
受取配当金	226
持分法による投資利益	37
その他	214
営業外収益合計	494
営業外費用	
支払利息	148
その他	98
営業外費用合計	246
経常利益	3,598
特別損失	
債務保証損失引当金繰入額	80
有形固定資産除却損	135
特別損失合計	215
税金等調整前四半期純利益	3,383
法人税、住民税及び事業税	812
法人税等調整額	465
法人税等合計	1,277
少数株主利益	90
四半期純利益	2,015

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位 : 百万円)

当第 1 四半期連結累計期間
(自 平成20年 4 月 1 日
至 平成20年 6 月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	3,383
減価償却費	1,758
有形固定資産除却損	135
賞与引当金の増減額 (は減少)	1,002
受取利息及び受取配当金	242
支払利息	148
売上債権の増減額 (は増加)	643
たな卸資産の増減額 (は増加)	1,629
仕入債務の増減額 (は減少)	2,131
その他	227
小計	3,811
利息及び配当金の受取額	314
利息の支払額	131
法人税等の支払額	2,815
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,178
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	2,000
有形固定資産の取得による支出	2,252
無形固定資産の取得による支出	358
その他	88
投資活動によるキャッシュ・フロー	522
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (は減少)	307
長期借入れによる収入	247
長期借入金の返済による支出	189
配当金の支払額	1,079
その他	320
財務活動によるキャッシュ・フロー	394
現金及び現金同等物に係る換算差額	301
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	40
現金及び現金同等物の期首残高	16,063
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	144
現金及び現金同等物の四半期末残高	16,168

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間よりADEKA FINE CHEMICAL(THAILAND)CO.,LTD.は重要性が増したため、連結の範囲に含めることにしました。 (2) 変更後の連結子会社の数 23社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準は、製品、仕掛品については、主として総平均法による低価法から総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)、原材料、貯蔵品については、主として移動平均法による低価法から移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により算定しています。 なお、これに伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。 (2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を当第1四半期連結会計期間から適用しています。 なお、これに伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した予算に基づく年間償却額を期間按分する方法によっています。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加減算項目や税額控除項目のうち、僅少なものを省略する方法によっています。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
(役員退職慰労引当金)	当社は、平成20年6月23日開催の第146期定時株主総会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度の廃止に伴い、制度廃止日までの在任期間に対応する役員退職慰労金を役員退任時に打ち切り支給することを決議しました。 これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取り崩し、当第1四半期連結会計期間末における未払額については、固定負債の「その他」に含めて表示しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産減価償却累計額 112,810百万円	1 有形固定資産減価償却累計額 112,180百万円
2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産(その他) 1,010百万円	2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産(その他) 1,013百万円
3 保証債務 下記の会社の借入金に対し、保証債務があります。	3 保証債務 下記の会社の借入金に対し、保証債務があります。
PALMAROLE COMPOUNDS SA 585百万円 艾迪科食品(常熟) 有限公司 645 "	PALMAROLE COMPOUNDS SA 616百万円 艾迪科食品(常熟) 有限公司 545 "
伊藤製パン(株) 80 "	ADEKA FINE CHEMICAL (THAILAND)CO.,LTD. 228 "
合 計 1,310 "	伊藤製パン(株) 80 " その他 0 " 合 計 1,469 "
4 売上債権の流動化 売上債権の一部を譲渡し、債権の流動化を行 なっており、手形債権流動化取引による買戻し義 務があります。	4 売上債権の流動化 売上債権の一部を譲渡し、債権の流動化を行 なっており、手形債権流動化取引による買戻し義 務があります。
手形債権流動化取引による買 戻義務 375百万円	手形債権流動化取引による買 戻義務 575百万円
合 計 375 "	合 計 575 "

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額の内訳
販売運賃 1,724百万円
給与及び賞与 1,232 "
開発研究費 952 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)
現金及び預金勘定 13,443百万円
預入期間が3か月を超える定期 預金 1,104 "
有価証券勘定に含まれるMMF のうち、現金及び現金同等物と なるもの 3,829 "
現金及び現金同等物 16,168 "

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 103,651千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 280千株

3. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,138	11	平成20年3月31日	平成20年6月24日	利益剰余 金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	化学品 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	32,534	13,890	1,772	48,198	-	48,198
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	54	17	2,624	2,696	(2,696)	-
計	32,589	13,908	4,397	50,894	(2,696)	48,198
営業利益	2,655	584	88	3,329	21	3,351

(注) 1 事業区分は取扱い製品の種類・性質によっています。

2 各事業区分の主要製品

事業区分		主要製品
化学品	情報・電 子化学品	画像材料、光記録材料、光硬化樹脂、高純度半導体材料、電子基板エッチングシステ ム及び薬剤、その他
	機能化学 品	ポリオレフィン用添加剤、塩ビ用添加剤、難燃剤、エポキシ樹脂、ポリウレタン原 料、水系樹脂、水膨張性シール材、界面活性剤、潤滑油添加剤、厨房用洗浄剤、その他
	基礎化学 品	か性ソーダ、珪酸誘導品、工業用油脂誘導品、プロピレングリコール、過酸化水素及 び誘導品、その他
食品	マーガリン類、ショートニング、チョコレート用油脂、フライ・調理用油脂、ホイッ プクリーム、濃縮乳タイプクリーム、フィリング、冷凍パイ生地、マヨネーズ・ド レッシング、レトルト調理食品、その他	
その他	設備プラントの設計、工事及び工事管理、設備メンテナンス、物流業、倉庫業、車輛 等のリース、不動産業、保険代理業、その他	

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	39,629	5,344	3,224	48,198	-	48,198
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,550	2,428	13	4,992	(4,992)	-
計	42,179	7,772	3,237	53,190	(4,992)	48,198
営業利益	2,734	292	188	3,215	135	3,351

(注) 1 国又は地域は、地理的近接度により区分しています。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

アジア …… 韓国、台湾、シンガポール、中国、タイ
その他 …… 米国、ドイツ、フランス

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	アジア	その他	計
海外売上高(百万円)	7,583	3,974	11,558
連結売上高(百万円)	-	-	48,198
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	15.7	8.2	24.0

(注) 1 国又は地域は、地理的近接度により区分しています。

2 本邦以外に属する国又は地域の主な内訳

アジア …… 台湾、韓国、中国、シンガポール等

その他 …… 米国、欧州等

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高です。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

デリバティブ取引の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6 月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 1,162円92銭	1 株当たり純資産額 1,153円97銭

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額 19円50銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)
四半期純利益 (百万円)	2,015
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	2,015
期中平均株式数 (千株)	103,371

(重要な後発事象)

当第 1 四半期連結会計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第 1 四半期連結会計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)

リース取引の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

2 【その他】

特記すべき事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月12日

株式会社A D E K A

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 種本 勇 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 栄 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 達 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社A D E K Aの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社A D E K A及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。